

様式第2号（第7条関係）

処分基準整理票

処分の内容	社会体育施設利用許可の取消		
根拠法令及び条項	蓮田市立運動場設置及び管理規則第9条		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】 （※処分基準を公表する場合のみ記載すること。） 蓮田市立運動場設置及び管理規則第9条 （禁止行為） 運動場では、次の行為を禁止する。 （1） 体育以外の目的に使用すること。 （2） 物品の販売その他これに類する行為 2 前項各号の規定は、教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。		
処分基準 設定年月日	平成9年10月1日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	生涯学習部文化スポーツ課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。